議案第六十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年六月二十日

三朝町長　安田真一郎

昭和六拾参年六月廿壱日　原案可決

三朝町議会議長　安井由行

三朝町条例第　　号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年三朝町条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表中

「

○・七六	○・七六	○・八八	○・七六	○・八八	○・八八	○・七六	○・七六

を

「

○・七五	○・七五	○・八九	○・七三	○・八六	○・八八	○・七四	○・七四

に改め、

〇・九一	〇・九一	〇・八三	〇・九一	〇・八三	〇・八三	〇・八九	〇・八八	〇・七六	〇・八九

〇・八八	〇・八四	〇・八〇	〇・九〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・八八	〇・八三	〇・七三	〇・八九

同条第二項の表中

「

○・七六	○・七六	○・八八	○・七六	○・八八	○・八八

」

を

「

○・七五	○・七五	○・八九	○・七三	○・八六	○・八八

」

に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の附則第五条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日の属する月の翌月（以下「施行月」という。）以後の期間に係る年金たる補償及び施行日

以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行月前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。